

グリーン熱認証基準

1. 基準の位置付け

認証基準は、一般財団法人 日本品質保証機構(以下「機構」という。)が認証を行うにあたって、認証可能となる「グリーン熱」の定義を明確にするとともに、認証業務を実施するための基本的な指針となるものである。

認証基準は、「総則」と「熱種別認証基準」をもって構成する。

なお、社会的情勢変化や技術開発に伴う新たな対象熱源が生じた場合には、必要に応じて別途検討を行う。

2. 総則

2-1 定義

2-1-1 認証

「認証」とは、2-1-2 グリーン熱設備認定ならびに 2-1-3 熱量認証を機構が行うことをいう。

2-1-2 グリーン熱設備認定

「グリーン熱設備認定」とは、機構が、2-2 に規定するグリーン熱を発生させる設備のうち認定申請を受けたものについて、認定を得る為の要件を満たしているかを判断し、所定の認定証を交付することをいう。

2-1-3 熱量認証

「熱量認証」とは、機構が、2-1-2 により認定されたグリーン熱設備からグリーン熱設備認定日以後に発生した熱量について、申請者の提出する申請内容に虚偽がないと判断し、所定の証明書を交付することをいう。

2-2 判断すべき対象

機構が認証を行う「グリーン熱」とは、2-3 の各項に定められた要件を全て満たすものをいう。さらに個別の熱発生方式に応じて、「熱種別認証基準」に定める追加要件に適合すること。

2-3 グリーン熱の要件

2-3-1 熱生成方式に関する要件

グリーン熱の生成方式は、以下の条件を全て満たす再生可能エネルギーによるものとする。

- (1) 石油・石炭・天然ガス等の化石燃料による熱生成でないこと。
- (2) 熱生成過程における温室効果ガス、および硫黄酸化物・窒素酸化物等有害ガスの排出がゼロか、または著しく少ないこと。

上記の条件を満たす熱発生方式は、当面、以下のものとする。

- (a) 太陽熱
- (b) 雪氷エネルギー
- (c) バイオマス熱

2-3-2 熱量認証に関する要件

熱量の測定が的確に行われており、かつ以下のいずれかに該当するものとする。

- (1) 熱供給事業に供給されている熱量
- (2) 所内のグリーン熱供給地点で供給されている熱量。但し、熱生成に直接必要な補機での消費エネルギーを除く。
- (3) 遠隔検針によるデータ収集システムを通じて計量値等の確認を行う場合には、機構の定めるグリーン熱遠隔検針システム基準に適合していることを示す文書を提出すること。

2-3-3 追加性要件

追加性要件を満たすには、以下のいずれかに該当しなければならない。

- (1) グリーン熱の取引行為が、建設における主要な要素であること。
- (2) グリーン熱の取引行為が、グリーン熱の維持に貢献していること。
- (3) グリーン熱の取引行為が、当該施設以外のグリーン熱の拡大に貢献していること。

2-3-4 環境価値の帰属に関する要件

認証されたグリーン熱の価値がグリーン熱価値の購入者たる顧客に帰属することを示さなければならない。

2-3-5 環境への影響評価に関する要件

生態系、環境等への影響について適切な評価・対策を行っていること。また以下の内容について機構に報告をしなければならない。

- (1) 環境への影響評価
- (2) 個別の熱発生方式ごとに機構が定める環境モニタリング

2-3-6 熱設備の確認

熱設備が提出されたシステム図通りに設置されているかを担保するため、必要な手続きを行わなければならない。

2-3-7 社会的合意に関する要件

2-3-5 の評価・対策等を踏まえて立地に対して関係者との合意に達していることとし、その内容について機構に報告をしなければならない。

2-3-8 情報の公開等に関する要件

- (1) 情報の公開に関して、以下の要件を満足すること。
 - (a) 機構に提出された資料は、原則として公表されることを了承しなければならない。
 - (b) 顧客に対して、グリーン熱に関する十分な情報が開示されていることとし、その開示状況を報告しなければならない。

ただし、営業・技術資料の秘密保持や個人情報の管理等のため問題が生じるおそれがある場合には、事業者は書面をもって非公開とすることを請求できるものとし、機構は協議の上その扱いを定めるものとする。

- (2) 情報の公開等においては、グリーン電力における「表現等に関するガイドライン」に準拠するものとする。

2-3-9 誓約書、および関係法令遵守に関する要件

2-3-1~8 に規定された要件並びに当該熱発生方式に適用される関係法令等に適合していることを示す誓約書、およびチェックリストを提出しなければならない。

3. 熱種別認証基準

3-1 太陽熱

3-1-1 強制循環式給湯用ソーラーシステム(単独供給方式)

3-1-1-1 認証対象

(1) 強制循環式給湯用ソーラーシステム(単独供給方式)により生成した熱量とする。

3-1-1-2 認証を受けるための要件

- (1) グリーン熱の認証要件に関する誓約書、及びチェックリストを提出すること。
- (2) 周辺環境に及ぼす影響評価の報告書もしくは情報を提出すること。
- (3) 社会的合意に関する第三者機関の認定書類を提出すること。
- (4) グリーン熱認証事務取扱要領に定める情報の提供を行うこと。

3-1-2 強制循環式給湯用ソーラーシステム(複数供給方式)

3-1-2-1 認証対象

(1) 強制循環式給湯用ソーラーシステム(複数供給方式)により生成した熱量とする。

3-1-2-2 認証を受けるための要件

- (1) グリーン熱の認証要件に関する誓約書、チェックリスト、及びグリーン熱設備確認書を提出すること。
- (2) 周辺環境に及ぼす影響評価の報告書もしくは情報を提出すること。
- (3) グリーン熱認証事務取扱要領に定める情報の提供を行うこと。

3-1-3 太陽熱利用セントラルシステム(給湯・暖房)

3-1-3-1 認証対象

(1) 太陽熱利用セントラルシステム(給湯・暖房)により生成した熱量とする。

3-1-3-2 認証を受けるための要件

- (1) グリーン熱の認証要件に関する誓約書、チェックリスト、及びグリーン熱設備確認書を提出すること。
- (2) 周辺環境に及ぼす影響評価の報告書もしくは情報を提出すること。
- (3) グリーン熱認証事務取扱要領に定める情報の提供を行うこと。

3-2 雪氷エネルギー

3-2-1 熱交換冷水循環式雪氷エネルギー施設

3-2-1-1 認証対象

(1) 熱交換冷水循環式雪氷エネルギー施設により生成した熱量とする。

3-2-1-2 認証を受けるための要件

- (1) グリーン熱の認証要件に関する誓約書、チェックリスト、及びグリーン熱設備確認書を提出すること。
- (2) 周辺環境に及ぼす影響評価の報告書もしくは情報を提出すること。
- (3) グリーン熱認証事務取扱要領に定める情報の提供を行うこと。

3-3 バイオマス熱

3-3-1 木質バイオマス熱利用施設

3-3-1-1 認証対象

- (1) 木質バイオマスボイラー熱利用施設により生成した熱量とする。

3-3-1-2 認証を受けるための要件

- (1) グリーン熱の認証要件に関する誓約書、チェックリスト、及びグリーン熱設備確認書を提出すること。
- (2) 周辺環境に及ぼす影響評価の報告書もしくは情報を提出すること。
- (3) 投入される木質系バイオマス燃料に関する情報を提出すること。
- (4) グリーン熱認証事務取扱要領に定める情報の提供を行うこと。

3-3-2 木質バイオマス蒸気供給施設(熱電供給システム)

3-3-2-1 認証対象

- (1) 木質バイオマス蒸気供給施設(熱電供給システム)により供給された熱量とする。

3-3-2-2 認証を受けるための要件

- (1) グリーン熱の認証要件に関する誓約書、チェックリスト、及びグリーン熱設備確認書を提出すること。
- (2) 周辺環境に及ぼす影響評価の報告書もしくは情報を提出すること。
- (3) 投入される木質系バイオマス燃料に関する情報を提出すること。
- (4) グリーン熱認証事務取扱要領に定める情報の提供を行うこと。

附 則(2018年8月1日制定)

1. この基準は、2018年8月1日より施行する。